

特定事業主行動計画に係る取組の実施状況について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項の規定に基づき、特定事業主行動計画に係る取組の実施状況について、次のとおり公表します。

【数値目標の推移について】

施策の柱	指標	策定時 (R 1)	目標値 (R 7)	ありたい姿	実績				
					R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
働き方の見直し に向けた取組	① 職員 1 人当たりの年間時間外勤務時間数	122:20	100:00	80:00	144:45	154:33	141:09	152:26	
	② 職員 1 人当たりの年次休暇取得日数	9.2 日	12 日	14 日	10.5 日	10.7 日	12.2 日	13 日	
仕事と家庭生活 との両立のため の取組	③ 男性の配偶者出産休暇取得率	72.3%	90%	100%	83.6%	74.7%	75.0%	74.5%	
	④ 男性の育児参加のための休暇取得率	32.5%	40%	100%	53.4%	63.3%	68.3%	62.7%	
	⑤ 育児休業取得率	男性	3.6%	60%	85%	23.3%	26.6%	45.0%	64.7%
		女性	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
能力・適性の発揮 に向けた取組	⑥ 一般行政職※の課長補佐級以上に占める女性職員の割合	10.8%	12%	25%	13.8%	13.5%	15.8%	15.8%	

※ 一般行政職：事務職、技術職、医療(2)及び医療(3)（医療(2)及び医療(3)は、市民病院採用者を除く。）

【令和 6 年度の主な取組み】

- 年次有給休暇の取得促進通知の定期的な発出（令和 6 年 4 月、7 月、10 月、令和 7 年 1 月）
- 出産・育児に係る休暇・休業制度に関するアンケートの実施（令和 6 年 12 月）
- 職員が養育を理由として時間外勤務の免除を請求することができる子の範囲の拡大（令和 7 年 3 月改正）
- 子の看護休暇の取得事由の拡大（令和 7 年 3 月改正）
- 長時間労働者に対する健康確保措置（通年）
- 子育て・介護ガイドブックによる制度周知（通年）